

(号外)
独立行政法人国立印刷局裁判所
破産、免責、再生関係

諸事項

〔公 告〕

(国土交通) 三五

- 船員法施行規則の一部を改正する省令(国土交通) 一二
- 食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件(消費者庁・厚生労働) 一
- 興行場営業の振興指針の全部を改正する件(厚生労働) 一
- 旅館業の振興指針の全部を改正する件(同五) 一
- 浴場業の振興指針の全部を改正する件(同五) 一
- 飲食店営業(めん類)の振興指針の全部を改正する件(同五四) 一
- 航海当直基準の一部を改正する告示(国土交通) 三五

〔告 示〕

〔省 令〕

〔目 次〕

特殊法人等
工事一部完了(東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社) 関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

六 六

七 七

八 八

九 九

十 十

十一 十一

十二 十二

十三 十三

十四 十四

十五 十五

十六 十六

十七 十七

十八 十八

十九 十九

二十 二十

二十一 二十一

二十二 二十二

二十三 二十三

二十四 二十四

二十五 二十五

二十六 二十六

二十七 二十七

二十八 二十八

二十九 二十九

三十 三十

三十一 三十一

三十二 三十二

三十三 三十三

三十四 三十四

三十五 三十五

三十六 三十六

三十七 三十七

三十八 三十八

三十九 三十九

四十 四十

四十一 四十一

四十二 四十二

四十三 四十三

四十四 四十四

四十五 四十五

四十六 四十六

四十七 四十七

四十八 四十八

四十九 四十九

五十 五十

五十一 五十一

五十二 五十二

五十三 五十三

五十四 五十四

五十五 五十五

五十六 五十六

五十七 五十七

五十八 五十八

五十九 五十九

六十 六十

六十一 六十一

六十二 六十二

六十三 六十三

六十四 六十四

六十五 六十五

六十六 六十六

六十七 六十七

六十八 六十八

六十九 六十九

七十 七十

七十一 七十一

七十二 七十二

七十三 七十三

七十四 七十四

七十五 七十五

七十六 七十六

七十七 七十七

七十八 七十八

七十九 七十九

八十 八十

八十一 八十一

八十二 八十二

八十三 八十三

八十四 八十四

八十五 八十五

八十六 八十六

八十七 八十七

八十八 八十八

八十九 八十九

九十 九十

一百 一百

一百一 一百一

一百二 一百二

一百三 一百三

一百四 一百四

一百五 一百五

一百六 一百六

一百七 一百七

一百八 一百八

一百九 一百九

一百十 一百十

一百十一 一百十一

一百十二 一百十二

一百十三 一百十三

一百十四 一百十四

一百十五 一百十五

一百十六 一百十六

一百十七 一百十七

一百十八 一百十八

一百十九 一百十九

一百二十 一百二十

一百二十一 一百二十一

一百二十二 一百二十二

一百二十三 一百二十三

一百二十四 一百二十四

一百二十五 一百二十五

一百二十六 一百二十六

一百二十七 一百二十七

一百二十八 一百二十八

一百二十九 一百二十九

一百三十 一百三十

一百三十一 一百三十一

一百三十二 一百三十二

一百三十三 一百三十三

一百三十四 一百三十四

一百三十五 一百三十五

一百三十六 一百三十六

一百三十七 一百三十七

一百三十八 一百三十八

一百三十九 一百三十九

一百四十 一百四十

一百四十一 一百四十一

一百四十二 一百四十二

一百四十三 一百四十三

一百四十四 一百四十四

一百四十五 一百四十五

一百四十六 一百四十六

一百四十七 一百四十七

一百四十八 一百四十八

一百四十九 一百四十九

一百五十 一百五十

一百五十一 一百五十一

一百五十二 一百五十二

一百五十三 一百五十三

一百五十四 一百五十四

一百五十五 一百五十五

一百五十六 一百五十六

一百五十七 一百五十七

一百五十八 一百五十八

一百五十九 一百五十九

一百六十 一百六十

一百六十一 一百六十一

一百六十二 一百六十二

一百六十三 一百六十三

一百六十四 一百六十四

一百六十五 一百六十五

一百六十六 一百六十六

一百六十七 一百六十七

一百六十八 一百六十八

一百六十九 一百六十九

一百七十 一百七十

一百八十一 一百八十一

一百八十二 一百八十二

一百八十三 一百八十三

一百八十四 一百八十四

一百八十五 一百八十五

一百八十六 一百八十六

一百八十七 一百八十七

一百八十八 一百八十八

一百八十九 一百八十九

一百二十 一百二十

一百二十一 一百二十一

一百二十二 一百二十二

一百二十三 一百二十三

一百二十四 一百二十四

一百二十五 一百二十五

一百二十六 一百二十六

一百二十七 一百二十七

一百二十八 一百二十八

一百二十九 一百二十九

一百三十 一百三十

一百三十一 一百三十一

一百三十二 一百三十二

一百三十三 一百三十三

一百三十四 一百三十四

一百三十五 一百三十五

一百三十六 一百三十六

一百三十七 一百三十七

一百三十八 一百三十八

一百三十九 一百三十九

一百四十 一百四十

一百四十一 一百四十一

一百四十二 一百四十二

一百四十三 一百四十三

一百四十四 一百四十四

一百四十五 一百四十五

一百四十六 一百四十六

一百四十七 一百四十七

一百四十八 一百四十八

一百四十九 一百四十九

一百五十 一百五十

一百五十一 一百五十一

一百五十二 一百五十二

一百五十三 一百五十三

一百五十四 一百五十四

一百五十五 一百五十五

一百五十六 一百五十六

一百五十七 一百五十七

一百五十八 一百五十八

一百五十九 一百五十九

一百六十 一百六十

一百六十一 一百六十一

一百六十二 一百六十二

一百六十三 一百六十三

一百六十四 一百六十四

一百六十五 一百六十五

一百六十六 一百六十六

一百六十七 一百六十七

一百六十八 一百六十八

一百六十九 一百六十九

一百七十 一百七十

一百三十一 一百三十一

一百三十二 一百三十二

一百三十三 一百三十三

一百三十四 一百三十四

一百三十五 一百三十五

一百三十六 一百三十六

一百三十七 一百三十七

一百三十八 一百三十八

一百三十九 一百三十九

一百四十 一百四十

一百四十一 一百四十一

一百四十二 一百四十二

一百四十三 一百四十三

一百四十四 一百四十四

一百四十五 一百四十五

一百四十六 一百四十六

一百四十七 一百四十七

一百四十八 一百四十八

一百四十九 一百四十九

一百五十 一百五十

一百五十一 一百五十一

一百五十二 一百五十二

一百五十三 一百五十三

一百五十四 一百五十四

一百五十五 一百五十五

一百五十六 一百五十六

一百五十七 一百五十七

一百五十八 一百五十八

一百五十九 一百五十九

一百六十 一百六十

一百六十一 一百六十一

一百六十二 一百六十二

一百六十三 一百六十三

一百六十四 一百六十四

一百六十五 一百六十五

一百六十六 一百六十六

一百六十七 一百六十七

一百六十八 一百六十八

一百六十九 一百六十九

一百七十 一百七十

一百三十一 一百三十一

一百三十二 一百三十二

一百三十三 一百三十三

一百三十四 一百三十四

一百三十五 一百三十五

一百三十六 一百三十六

一百三十七 一百三十七

一百三十八 一百三十八

一百三十九 一百三十九

一百四十 一百四十

一百四十一 一百四十一

一百四十二 一百四十二

一百四十三 一百四十三

一百四十四 一百四十四

一百四十五 一百四十五

一百四十六 一百四十六

一百四十七 一百四十七

一百四十八 一百四十八

一百四十九 一百四十九

一百五十 一百五十

一百五十一 一百五十一

一百五十二 一百五十二

一百五十三 一百五十三

一百五十四 一百五十四

目次 向	改 正 後	目次 向	改 正 前
第一 監視指導の実施に関する基本的な方 向	第一 監視指導の実施に関する基本的な方 向	第一 監視指導の実施に関する基本的な方 向	第一 監視指導の実施に関する基本的な方 向
第二 監視指導の実施体制等に関する事項	第二 監視指導の実施体制等に関する事項	第二 監視指導の実施体制等に関する事項	第二 監視指導の実施体制等に関する事項
第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の 策定及び監視指導の実施に関する事項	第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の 策定及び監視指導の実施に関する事項	第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の 策定及び監視指導の実施に関する事項	第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の 策定及び監視指導の実施に関する事項
第四 輸入食品監視指導計画の策定及び監 視指導の実施に関する事項	第四 輸入食品監視指導計画の策定及び監 視指導の実施に関する事項	第四 輸入食品監視指導計画の策定及び監 視指導の実施に関する事項	第四 輸入食品監視指導計画の策定及び監 視指導の実施に関する事項
第五 食品等事業者自らが実施する衛生管 理に関する事項	第五 食品等事業者自らが実施する衛生管 理に関する事項	第五 食品等事業者に対する自主的な衛生 管理に関する事項	第五 食品等事業者に対する自主的な衛生 管理に関する事項
第六 関係者相互間の情報及び意見の交換 (リスクコミュニケーション)の実施に 関する事項	第六 関係者相互間の情報及び意見の交換 (リスクコミュニケーション)の実施に 関する事項	第六 関係者相互間の情報及び意見の交換 (リスクコミュニケーション)の実施に 関する事項	第六 関係者相互間の情報及び意見の交換 (リスクコミュニケーション)の実施に 関する事項
第七 食品衛生に係る人材の養成及び資質 の向上に関する事項	第七 食品衛生に係る人材の養成及び資質 の向上に関する事項	第七 食品衛生に係る人材の養成及び資質 の向上に関する事項	第七 食品衛生に係る人材の養成及び資質 の向上に関する事項
第一 監視指導の実施に関する基本的な方向 割分担	第一 行政、食品関連事業者及び消費者の役 割分担	第一 行政、食品関連事業者及び消費者の役 割分担	第一 行政、食品関連事業者及び消費者の役 割分担
食品の安全性の確保に関しては、国及 び都道府県等が監視指導その他の様々な 施策を総合的に策定し、実施する責務を 有するものの、食品の安全性はこうした 行政の施策のみにより実現されるもので はない、食品安全基本法(平成十五年法 律第四十八号、以下「基本法」という) 第八条第一項に規定されているとおり、 食品等の生産、輸入、販売等に携わる食 品関連事業者が、消費者に食品等を供給 する者として、食品の安全性を確保する 第一義的責任を有している。	食品の安全性の確保に関しては、国及 び都道府県等が監視指導その他の様々な 施策を総合的に策定し、実施する責務を 有するものの、食品の安全性はこうした 行政の施策のみにより実現されるもので はない、食品安全基本法(平成十五年法 律第四十八号、以下「基本法」という) 第八条第一項に規定されているとおり、 食品等の生産、製造、加工、輸入、販売 等に携わる食品関連事業者が、消費者に 食品等を供給する者として、食品の安全 性を確保する第一義的責任を有してい る	食品の安全性の確保に関しては、国及 び都道府県等が監視指導その他の様々な 施策を総合的に策定し、実施する責務を 有するものの、食品の安全性はこうした 行政の施策のみにより実現されるもので はない、食品安全基本法(平成十五年法 律第四十八号、以下「基本法」という) 第八条第一項に規定されているとおり、 食品等の生産、製造、加工、輸入、販売 等に携わる食品関連事業者が、消費者に 食品等を供給する者として、食品の安全 性を確保する第一義的責任を有してい る	食品の安全性の確保に関しては、国及 び都道府県等が監視指導その他の様々な 施策を総合的に策定し、実施する責務を 有するものの、食品の安全性はこうした 行政の施策のみにより実現されるもので はない、食品安全基本法(平成十五年法 律第四十八号、以下「基本法」という) 第八条第一項に規定されているとおり、 食品等の生産、製造、加工、輸入、販売 等に携わる食品関連事業者が、消費者に 食品等を供給する者として、食品の安全 性を確保する第一義的責任を有してい る
加えて、食品等事業者(法第三条第一 項に規定する食品等事業者をいう。以下 同じ。)については、法第三条に規定され ているとおり、知識及び技術の習得、原 材料の安全性の確保、自主検査の実施、 記録の作成及び保存等の努力義務を有し ている。さらに、食品衛生法等の一部を 改正する法律(平成二十年法律第四十六 号)により、法第五十条の二第二項、と 畜場法第六条第二項及び第九条第二項並	加えて、食品等事業者(法第三条第一 項に規定する食品等事業者をいう。以下 同じ。)については、法第三条に規定され ているとおり、知識及び技術の習得、原 材料の安全性の確保、自主検査の実施、 記録の作成及び保存等の努力義務を有し ている。さらに、食品衛生法等の一部を 改正する法律(平成二十年法律第四十六 号)により、法第五十条の二第二項、と 畜場法第六条第二項及び第九条第二項並	加えて、食品等事業者(法第三条第一 項に規定する食品等事業者をいう。以下 同じ。)については、法第三条に規定され ているとおり、知識及び技術の習得、原 材料の安全性の確保、自主検査の実施、 記録の作成及び保存等の努力義務を有し ている。さらに、食品衛生法等の一部を 改正する法律(平成二十年法律第四十六 号)により、法第五十条の二第二項、と 畜場法第六条第二項及び第九条第二項並	加えて、食品等事業者(法第三条第一 項に規定する食品等事業者をいう。以下 同じ。)については、法第三条に規定され ているとおり、知識及び技術の習得、原 材料の安全性の確保、自主検査の実施、 記録の作成及び保存等の努力義務を有し ている。さらに、食品衛生法等の一部を 改正する法律(平成二十年法律第四十六 号)により、法第五十条の二第二項、と 畜場法第六条第二項及び第九条第二項並

(傍線部分は改正部分)

びに食鳥処理法第十一条第二項の規定に
基づく公衆衛生上必要な措置(以下「H
ACCP」に沿つた衛生管理」という。)が
制度化された。HACCPに沿つた衛生
管理の制度化により、食品等事業者のう
ち、法第五十条の二第二項に規定する營
業をする者(以下「営業者」という。)、
と畜場の設置者又は管理者及び畜業者
等並びに食鳥処理業者は衛生管理計画及
び手順書を作成し、当該衛生管理計画及
び手順書に沿つた衛生管理の実施並びに
衛生管理の実施状況に係る記録の作成及
び保存が求められることとされ、衛生管
理の実施に係る第一義的責任の内容が明
確化された。

また、消費者も、家庭内での中食中毒の
発生を防止する等の観点から、食品の安
全性の確保に関する知識と理解を深め、
適切に食品を選択し、均衡のとれた食生
活を送ることのほか、食品の安全性の確
保に関する施策に意見を表明するよう努
めるなど、食品の安全性の確保に積極的
な役割を果たすことが期待されている。
こうした役割分担を前提として、国及
び都道府県等は、食品等事業者がその責
務を果たし、安全な食品等を供給してい
るか否かを確認するため、監視指導を実
施する。ただし、監視指導の国際的な整
合性及び全国的な平準化を図る観点か
ら、国は国際的な基準を踏まえて法第五
十条の二第二項の規定に基づく基準を定
めるとともに、同基準の具体的な運用に
ついても継続的に検討する。また、特に
同項第二号に規定する小規模な営業者そ
の他の政令で定める営業者(第二の二及
び第三の一の1において「小規模営業者
等」という。)が円滑にHACCPに沿つ
た衛生管理を実施し、かつ、都道府県等
が平準化した監視指導を実施することを
担保するため、国は手引書の整備を進め
る。

また、消費者も、家庭内での中食中毒の
発生を防止する等の観点から、食品の安
全性の確保に関する知識と理解を深め、
適切に食品を選択し、均衡のとれた食生
活を送ることのほか、食品の安全性の確
保に関する施策に意見を表明するよう努
めるなど、食品の安全性の確保に積極的
な役割を果たすことが期待されている。
こうした役割分担を前提として、国及
び都道府県等は、食品等事業者がその責
務を果たし、安全な食品等を供給してい
るか否かを確認するため、監視指導を実
施する。ただし、監視指導の国際的な整
合性及び全国的な平準化を図る観点か
ら、国は国際的な基準を踏まえて法第五
十条の二第二項の規定に基づく基準を定
めるとともに、同基準の具体的な運用に
ついても継続的に検討する。また、特に
同項第二号に規定する小規模な営業者そ
の他の政令で定める営業者(第二の二及
び第三の一の1において「小規模営業者
等」という。)が円滑にHACCPに沿つ
た衛生管理を実施し、かつ、都道府県等
が平準化した監視指導を実施することを
担保するため、国は手引書の整備を進め
る。

なお、平成十五年改正法により法第二条に明記されたとおり、国及び都道府県等は、監視指導の実施以外に、知識の普及、情報収集、検査能力の向上、人材育成等を実施する責務を有することも、食品衛生に関する施策についての情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図ることとされており、これらのがん実施を因る。
二 監視指導に係る厚生労働省、消費者庁及び都道府県等の役割分担の基本的な考え方
国内に流通する食品等の監視指導及び国内の食品等事業者に対する監視指導並びに、と畜場法及び食鳥処理法に基づく監視指導は基本的に都道府県等が実施する。
一方、厚生労働省は、輸入食品等に対する輸入時における監視指導及び食品等の輸入者に対する監視指導を実施する等、輸入食品等の安全性を確保する役割を担うとともに、と畜場法第十四条第五項の規定により牛海螺状吸蟲に係る確認検査等との畜場検査の一體化を実施する。なお、厚生労働省は登録検査機関（法第四条第九項に規定する登録検査機関）をいう（以下同じ。）に対する監督を実施し、当該機関の製品検査に係る信頼性を確保する。
また、消費者庁は、法第十九条第一項の規定により定められた表示の基準及び食品表示法第四条第一項の規定により定められた食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の遵守並びに法第十一条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止（以下これらを「食品表示関係規制」という。）に関する監視指導について、食品表示関係規制に関する事務を所掌する立場から、都道府県等との連携に努める。

なお、平成十五年改正法により法第二条に明記されたとおり、国及び都道府県等は、監視指導の実施以外に、知識の普及、情報収集、検査能力の向上、人材育成等を実施する責務を有することともに、食品衛生に関する施策についての情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図ることとされ、これらが着実な実施を図る。
二 監視指導に係る厚生労働省、消費者庁及び都道府県等の役割分担の基本的な考え方
国内に流通する食品等の監視指導及び国内の食品等事業者に対する監視指導並びに畜場法及び食鳥処理法に基づく監視指導は基本的に都道府県等が実施する。
一方、厚生労働省は、輸入食品等に対する輸入時における監視指導及び食品等の輸入者に対する監視指導を実施する等、輸入食品等の安全性を確保する役割を担うとともに、畜場法第十四条第五項の規定により牛海綿状脳膜炎に係る審査機関との審査等の一環を実施する。また、法第二条第一項の総合衛生管理監督過程に係る取扱い及び承認に付随する監視指導を実施する。なお、厚生労働省は登録検査機関（法第四条第九項に規定する登録検査機関をいう。以下同じ。）に対する監督を実施し、当該機関の製品検査に係る信頼性を確保する。
また、消費者庁は、法第十九条第一項の規定により定められた表示の基準及び食品表示法第四条第一項の規定により定められた表示の基準（以下「食品表示基準」という。）の遵守並びに法第二十条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止（以下これらを「食品表示関係規制」という。）に関する監視指導について、食品表示関係規制に関する事務を所掌する立場から、都道府県等との連携に努め

第二 監視指導の実施体制等に関する事項

第二 監視指導の実施体制等に関する事項

監視指導の実施体制に関する基本的な事項

監視指導の実施体制に関する基本的な事項 第一の二の役割分担により、厚生労働省及び都道府県等が監視指導を実施する。

厚生労働省は、輸入食品監視指導計画等に基づき必要な監視指導が実施できることにより、厚生労働省の検査所及び地方厚生局の体制を整備するとともに食品衛生監視員等の人員の確保を図る。

都道府県等は、都道府県等食品衛生監視指導計画に基づき必要な監視指導が実施できるよう、保健所及び保健所の衛生監視施設、検査施設、地方衛生研究所、肉食衛生監視所、市場衛生検査所等の試験検査室等機関の体制を整備するとともに、食品衛生監視員、と畜検査員等の人員の確保を図る。食品衛生監視員にあつては、小印

厚生労働省は、輸入食品監視指導計画等に基づき必要な監視指導が実施できるよう、厚生労働省の検疫所及び地方厚生局の体制を整備するとともに食品衛生監視員等の人員の確保を図る。

都道府県等は、都道府県等食品衛生監視指導計画に基づき必要な監視指導が実施できるよう、保健所及び保健所の衛生検査施設、地方衛生研究所、食肉衛生検査所、市場衛生検査所等の試験検査実施機関の体制を整備するとともに、食品衛生監視員、と畜検査員等の人員の確保を図る。

一方、厚生労働省は、輸入食品等に対する輸入時における監視指導及び食品等の輸入者に対する監視指導を実施する等、輸入食品等の安全性を確保する役割を担うとともに、と畜場法第十四条第五項の規定により牛海綿状脳症に係る確認検査等のと畜検査の一部を実施する。なお、厚生労働省は登録検査機関（法第四条第九項に規定する登録検査機関をいう。以下同じ。）に対する監督を実施し、当該機関の製品検査に係る信頼性を確保する。

また、消費者庁は、法第十九条第一項の規定により定められた表示の基準及び食品表示法第四条第一項の規定により定められた食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の遵守並びに法第二十条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告する輸入時における監視指導及び食品等の輸入者に対する監視指導を実施する等、輸入食品等の安全性を確保する役割を担うとともに、と畜場法第十四条第五項の規定により牛海綿状脳症に係る確認検査等のと畜検査の一部を実施する。また、法第四条第一項の組合新生活協同組道程に係る手帳及び承認に付随する監視指導を実施する。なお、厚生労働省は登録検査機関（法第四条第九項に規定する登録検査機関をいう。以下同じ。）に対する監督を実施し、当該機関の製品検査に係る信頼性を確保する。

また、消費者庁は、法第十九条第一項の規定により定められた表示の基準及び食品表示法第四条第一項の規定により定められた表示の基準（以下「食品表示基準」という。）の遵守並びに法第三十条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告

告の禁止（以下これらを「食品表示関係規制」という）に関する監視指導について、食品表示関係規制に関する事務を所掌する立場から、都道府県等との連携に努める。
告の禁止（以下これらを「食品表示関係規制」という）に関する監視指導について、食品表示関係規制に関する事務を所掌する立場から、都道府県等との連携に努める。

法第十八条第一項の規定に基づく規格に定められていない物質が含まれ、又は含まれるおそれのある器具又は容器包装を発見した場合は、当該物質に関する情報を厚生労働省に提供する。

第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

二(五) (略)

一 重点的に監視指導を実施すべき項目

次に掲げる事項を参考として重点的に監視指導を実施すべき項目を定め、監視指導計画に記載する。

1 一般的な共通事項

法第六条各号、法第十一条及び法第十

三条第三項に該当する食品等でないこ

と及び法第十二条の規定に基づき定められた添加物であることの確認を行う

とともに、法第十三条第一項及び法第

十八条第二項の規定に基づき定められ

た食品等の規格又は基準、法第十九条

第一項の規定に基づき定められた器具又は容器包装に関する表示の基準、法

第五十条第一項の規定に基づき定めら

れた基準、第五十条の二の規定に基づき定められた衛生管理の措置等並びに

法第五十一条の規定に基づき定められ

た施設基準についての適合を確認し、

その遵守を徹底する。

加えて、食品表示基準（食品表示法

第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するため

に加熱を要するかどうかの別その他の

食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令

（平成二十七年内閣府令第十一号）第

五条第一項に定める事項に係るものに限る。）についての適合を確認し、その遵守を徹底する。

第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

二(五) (略)

一 重点的に監視指導を実施すべき項目

次に掲げる事項を参考として重点的に監視指導を実施すべき項目を定め、監視指導計画に記載する。

1 一般的な共通事項

法第六条各号、法第九条及び法第十

三条第三項に該当する食品等でないこ

と及び法第十二条の規定に基づき定められた添加物であることの確認を行う

とともに、法第十三条第一項及び法第

八条第二項の規定に基づく食品等の規

格又は基準、法第十九条第一項の規定に基づき定められた器具又は容器包装

に関する表示の基準、法第五十条第一

項及び第二項の規定に基づき定められ

た基準並びに法第五十二条の規定に基

づき定められる施設基準についての適

合を確認し、その遵守を徹底する。

加えて、食品表示基準（食品表示法

第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するため

に加熱を要するかどうかの別その他の

食品を摂取する際の安全性に重要な影

響を及ぼす事項等を定める内閣府令

（平成二十七年内閣府令第十一号）第

五条第一項に定める事項に係るものに限る。）についての適合を確認し、その遵守を徹底する。

加えて、食品表示基準（食品表示法

第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）第十五条第一項に定める事項に係るものに限る。）についての適合を確認し、その遵守を徹底する。

さらに、食鳥処理法第五条第二項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の基準並びに食鳥処理法第十二条の規定に基づく衛生管理等の措置等についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、食鳥処理法第十五条の規定に基づき適切に食鳥検査を実施する。

さらに、食鳥処理法第五条第二項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の基準並びに同法第十二条の規定に基づく基準についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、同法第十四条の規定に基づき適切にと畜検査を実施する。

さらに、食鳥処理法第五条第二項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の基準並びに同法第十二条の規定に基づく基準についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、同法第十四条の規定に基づき適切にと畜検査を実施する。

さらに、食鳥処理法第五条第二項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の基準並びに同法第十二条の規定に基づく基準についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、同法第十四条の規定に基づき適切にと畜検査を実施する。

さらに、食鳥処理法第五条第二項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の基準並びに同法第十二条の規定に基づく基準についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、同法第十四条の規定に基づき適切にと畜検査を実施する。

さらに、食鳥処理法第五条第二項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の基準並びに同法第十二条の規定に基づく基準についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、同法第十四条の規定に基づき適切にと畜検査を実施する。

さらに、食鳥処理法第五条第二項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の基準並びに同法第十二条の規定に基づく基準についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、同法第十四条の規定に基づき適切にと畜検査を実施する。

さらに、食鳥処理法第五条第二項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の基準並びに同法第十二条の規定に基づく基準についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、同法第十四条の規定に基づき適切にと畜検査を実施する。

以上調理する食品等事業者の施設をい
う。以下の(1)において同じ。)のほか、
大規模調理施設に該当しないもので
あつても、病者、高齢者、児童等が主
に利用する施設である病院、社会福祉
施設、学校給食施設等に関しては、重
点を置いて監視指導を実施する。

二 (略)

三 施設への立入検査に関する事項

1 (略)

2 違反を発見した場合の対応

立入検査により法第五十一条の規定
による施設基準の違反、法第十三条第
一項の規定による製造基準の違反等の
法の規定に違反している状況を発見し
た場合は、極力その場において改善指
導を行うとともに、違反が軽微な場合
であつて直ちに改善が図られるもの以
外の法違反については書面にて改善指
導を行つ。

法違反に係る食品等が現存する場合
には、当該食品等が販売の用に供され、
又は営業上使用されないよう、必要に
応じて関係都道府県等と連携して廃
棄、回収等の措置を速やかに講ずると
ともに、必要に応じ、法第五十四条、
第五十五条又は第五十六条の規定に基
づく処分を行う。また、悪質な事例に
ついては告発を行う。

食品衛生上の危害の状況を明らかに
するため、法第六十三条の規定に基づ
き、法又は法に基づく処分に違反した
者原則として当該違反により書面に
による行政指導(行政手続法(平成五年
法律第八十八号)第一条第六号に規定
する行政指導)を。(以下同じ)の対
象となる者を含み、違反が軽微であ
つて、かつ当該違反について直ちに改善
が図られた者を除く)の名称、対象食

品等、対象施設等を隨時公表する。ま
た、関係法令の規定に基づき、関係行
政機関に対し必要な通知を行う。

なお、違反者の名称等の公表に際し
ては、都道府県等の講じた措置の内容、
違反原因及び改善状況についても、判
明次第、公表を行う。

二 (略)

三 施設への立入検査に関する事項

1 (略)

2 違反を発見した場合の対応

立入検査により法第五十一条の規定
による施設基準の違反、法第十三条第
一項の規定による製造基準の違反等の
法の規定に違反している状況を発見し
た場合は、極力その場において改善指
導を行うとともに、違反が軽微な場合
であつて直ちに改善が図られるもの以
外の法違反については書面にて改善指
導を行つ。

法違反に係る食品等が現存する場合
には、当該食品等が販売の用に供され、
又は営業上使用されないよう、必要に
応じて関係都道府県等と連携して廃
棄、回収等の措置を速やかに講ずると
ともに、必要に応じ、法第五十四条、
第五十五条又は第五十六条の規定に基
づく処分を行う。また、悪質な事例に
ついては告発を行う。

食品衛生上の危害の状況を明らかに
するため、法第六十三条の規定に基づ
き、法又は法に基づく処分に違反した
者原則として当該違反により書面に
による行政指導(行政手続法(平成五年
法律第八十八号)第一条第六号に規定
する行政指導)を。(以下同じ)の対
象となる者を含み、違反が軽微であ
つて、かつ当該違反について直ちに改善
が図られた者を除く)の名称、対象食

品等、対象施設等を隨時公表する。ま
た、関係法令の規定に基づき、関係行
政機関に対し必要な通知を行う。

なお、違反者の名称等の公表に際し
ては、都道府県等の講じた措置の内容、
違反原因及び改善状況についても、判
明次第、公表を行う。

四 (六) (略)

七 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項

1 食中毒発生時の対応

食中毒発生時の対応については、法
第五十八条から第六十条までの規定並
びにこれらの規定に基づく政令及び省
令並びに関係通知に基づき、適切に原
因究明及び健康危機管理対策を実施す
る。発生時の対策としては、必要に応
じ、薬事監視、医療監視、水道担当部
局等関係部局への迅速な情報提供及び
当該関係部局との密接な連携を図ると
ともに、被害拡大防止のため、迅速な
原因究明調査の実施、必要な情報の迅
速な公表等が必要である。

また、広域的な食中毒事案が発生し、
法第六十条の二の規定に基づき、広域
連携協議会が開催されたときは、当該
協議会を活用し、食中毒の原因調査及
びその結果に関する必要な情報を共有し、
関係機関等の連携の緊密化を図る
とともに、食中毒患者等の広域にわた
る発生又はその拡大を防止するために
必要な対策について協議する。

さらに、事案の悪質性、組織性、緊
急性、広域性等を総合的に勘案し、繰
り返し食中毒を発生させる等の事案に
は、告発等の厳正な措置を講じる。

七 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項

1 食中毒発生時の対応

食中毒発生時の対応については、法
第五十八条から第六十条までの規定並
びにこれらの規定に基づく政令及び省
令並びに関係通知に基づき、適切に原
因究明及び健康危機管理対策を実施す
る。発生時の対策としては、必要に応
じ、薬事監視、医療監視、水道担当部
局等関係部局への迅速な情報提供及び
当該関係部局との密接な連携を図ると
ともに、被害拡大防止のため、迅速な
原因究明調査の実施、必要な情報の迅
速な公表等が必要である。

また、広域的な食中毒事案が発生し、
法第六十条の二の規定に基づき、広域連
携協議会が開催されたときは、当該協議
会を活用し、食中毒の原因調査及びその
結果に関する必要な情報を共有し、関係
機関等の連携の緊密化を図るとともに、
食中毒患者等の広域にわたる発生又はそ
の拡大を防止するために必要な対策につ
いて協議する。

品等、対象施設等を随时公表する。ま
た、関係法令の規定に基づき、関係行
政機関に対し必要な通知を行う。

なお、違反者の名称等の公表に際し
ては、都道府県等の講じた措置の内容、
違反原因及び改善状況についても、判
明次第、公表を行う。

四 (六) (略)

七 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項

1 食中毒発生時の対応

食中毒発生時の対応については、法
第五十八条から第六十条までの規定並
びにこれらの規定に基づく政令及び省
令並びに関係通知に基づき、適切に原
因究明及び健康危機管理対策を実施す
る。発生時の対策としては、必要に応
じ、薬事監視、医療監視、水道担当部
局等関係部局への迅速な情報提供及び
当該関係部局との密接な連携を図ると
ともに、被害拡大防止のため、迅速な
原因究明調査の実施、必要な情報の迅
速な公表等が必要である。

また、広域的な食中毒事案が発生し、
法第六十条の二の規定に基づき、広域連
携協議会が開催されたときは、当該
協議会を活用し、食中毒の原因調査及
びその結果に関する必要な情報を共有し、
関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、
食中毒患者等の広域にわたる発生又はそ
の拡大を防止するために必要な対策につ
いて協議する。

また、広域的な食中毒事案が発生し、
法第六十条の二の規定に基づき、広域連
携協議会が開催されたときは、当該協議
会を活用し、食中毒の原因調査及びその
結果に関する必要な情報を共有し、関係
機関等の連携の緊密化を図るとともに、
食中毒患者等の広域にわたる発生又はそ
の拡大を防止するために必要な対策につ
いて協議する。

食中毒予防の観点から、食中毒発生状
況に関する食品等事業者及び住民への情
報提供を図ることも重要である。

2 指定成分等を含む食品等による健康

新編

なお、いわゆる健康食品による健康被害発生時においても、関係通知に基づき原因究明を迅速に行い、厚生労働省に対し、調査結果を遺漏なく報告するとともに、必要に応じて公表を行うことが必要である。

第四 漢字監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

なお、いわゆる健康食品（指定成分等を含む食品等を除く。）による健康被害等を含む

第四 輸入食品監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

五六(略)

監視指導の実施状況の公表は、関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進のために重要なものであることから、年度ごとの実験状況について取りまとめ、翌年度に公表する。また、年度途中の実施状況についても取りまとめり次第公表する。

五·六

監視指針

11

実施状況の公表は、関係者相互及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進のために重要なことから、年度ごとの実施状況について翌年度の六月までにか、年度途中においても定期的に公表する。また、年度ごとの実施状況

命令検査の実施及び一国間協議等の実施に関する事項

同一の輸出国や同一の製造者及び加工者から輸入される同一の食品等について、残留農薬に係る基準違反等が二回以上発見される場合その他必要があると認めるときは、法第二十六条第三項に基づき輸入者に対して命令検査を実施させる。

また、必要に応じて、第二の、一の及び2の項目について、輸入者による輸入届出、輸出国政府の発行する証明書、輸入時検査、輸入者からの報告徵収等により確認するとともに、違反の可能性や輸

三 命令検査の実施及び二国間協議等の実施に関する事項

同一の輸出國や同一の製造者及び加工者から輸入される同一の食品等について残留農薬に係る基準違反等が二回以上発見される場合その他必要があると認めるときは、法第二十六条第三項に基づき輸入者に対して命令検査を実施させる。

また、必要に応じて、第三の一の1及び2の項目について、輸入者による輸入届出、輸出国政府の発行する証明書、輸入時検査、輸入者からの報告徵収等により確認するとともに、違反の可能性や輸

第五 食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項
法に食品等事業者の責務が明記されたこと及びHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、次に掲げる事項を組を実施するよう、都道府県等は国内の製造者、加工者、販売者等の食品等事業者に對して、また、厚生労働省は輸入者に対し、必要に応じて農林水産部局とも連携を図りながら、指導を実施する。
実践する事項について、監視指導計画（第六及び第七において「監視指導計画等」という。）に記載する。

第五 食品管理の実施に法に食品とも踏まえ、衛生管理のう、都道府販売者等の厚生労働省で農林水産導を実施す

事業者に対する自主的な衛生管理の実現を目的とする事項
事業者の責務が明記されたこととする事項
次に掲げる事項等の自主的な実施によるための取組を実施するもの等は国内の製造者、加工者、輸入者等は事業者に対するものとして、また、商品等事業者に対するものとして、必要に応じて輸入者に対して、必要に応じて輸入者と連携を図りながら、指導監視計画又は監視指導計画(以下「監視指導計画」といふ。)に記載する。

入量等を勘案して我が国の国民への健康影響上必要なものについては、積極的に輸出国政府との二国間協議、現地調査等により、輸出国の生産、製造、加工等の段階における食品衛生に係る取組の推進を求める。そこで、去第9条第1項又よ

入量等を勘案して我が国の国民への健康影響上必要なものについては積極的に、輸出国政府との二国間協議、現地調査等により、輸出国の生産、製造、加工等の段階における食品衛生に係る取組の推進を求める。専ニ、法第八条第一項又は法

一 食品衛生管理者等の設置

二 食品衛生管理者等の設置

事業者に対しては、法第四十八条第一項の規定に基づき食品衛生管理者を置かなければならぬ場合以外にあっても、その製造・加工・調理等を自ら的管理する者として、食品衛生に関する相当の知識を有する者をその食品衛生上の管理に責任を有する者として置くよう努めさせる。

食品衛生管理者については、平成十五年改正法により責務が追加されたことも踏まえ、適切にその職責が果たされるよう、講習会や情報提供を実施するとともに、事業者については、食品衛生管理者の意見を尊重する責務が追加されたこととも踏まえて、その意識向上を図る。

また、食品衛生法等の一部を改正する

法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第六十八号）により、原則として全ての事業者は食品衛生責任者を定めておくこととなつたことを踏まえ、食品衛生責任者の養成を行う。事業者に対しては、食品衛生責任者に公衆衛生上必要な措置に関する基準に従い衛生管理に当たらせることも、食品衛生責任者の意見を尊重し、施設の衛生管理の向上に努めさせれる。

なお、ふぐの種類の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者（以下「ふぐ処理者」という。）の要件を条例等に定めるとともに、ふぐを処理する事業者に対して、ふぐ処理者又はその者の立会いの下に他の者にふぐを処理することを徹底させる。

二 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進

食品等事業者の責務である自主検査、原材料の安全性確認等の実施を進めるとともに、記録の作成及び保存の推進を図る。

また、衛生管理に係る基準、食品等の適正表示の実施、食品等に係る基準違反及び苦情の事例等についての講習会等を開催するとともに、ホームページ等を活用した情報提供を図る。

これらの事項を含め、食品等事業者による衛生管理に関する取組を促進するため、食品衛生推進員その他の者による食品等事業者に対する助言、指導その他の活動を推進する。

あわせて、衛生管理状況が一定水準以上にある優良な施設を公表するなど、食品等事業者による自主的な衛生管理の向上を図るような取組を工夫して実施する。

また、衛生管理に係る基準、食品等の適正表示の実施、食品等に係る基準違反及び苦情の事例等についての講習会等を開催するとともに、ホームページ等を活用した情報提供を図る。

これらの事項を含め、食品等事業者による衛生管理の向上に係る自主的な活動を促進するため、食品衛生推進員その他の者による食品等事業者に対する助言、指導その他の活動を推進する。

あわせて、衛生管理状況が一定水準以上である優良な施設を公表するなど、食品等事業者による自主的な衛生管理の向上を図るような取組を工夫して実施する。

三 食品等事業者が講ずべき公衆衛生上の措置の普及啓発

事業者が自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般的衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理を適切に実施できるよう、業種別の講習会を開催する等の方法により支援する

三 製造者及び加工者に対するHACCP導入の推進

製造及び加工者に対して、総合衛生管理制度過程の承認の対象となる食品の製造又は加工を行っていない者も含め、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）の導入の推進を図るよう、講習会の実施等を通じて、普及及び啓発を図る。

器具又は容器包装を製造する食品等事業者については、器具又は容器包装を製造するための一般的衛生管理を、器具又は容器包装を製造する営業者のうち、令第一条规定する材質の原材料が使用されたものを製造する営業者については、法第五十条の三第一項第二号に規定する製造管理基準に沿つた衛生管理を適切に実施できるよう意識向上を図る。また、器具若しくは容器包装又はこれらの原材料を販売、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者が法第五十条の四の規定に基づく説明を円滑に実施できるよう意識向上を図る。

四 輸入者自らが実施する衛生管理の推進

輸入者に対しては、厚生労働省において、第四の一の重点的に監視指導を実施すべき項目も踏まえて、自己検査を実施すべき事項、輸出国における生産、製造、加工等の食品供給行程(フードチェーン)の各段階の措置について確認すべき事項等について、講習会、輸入前指導、輸入届出時等において指導する。あわせて、食品衛生に関する知識を有する者として食品衛生上の管理に責任を有する者とを置くよう努めさせる。

第六 (略)

第七 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

(略)

一 食品衛生管理者等の食品等事業者自らが実施する衛生管理を担う者の養成及び資質の向上

法の食品衛生管理者、畜場法の衛生管理責任者及び作業衛生責任者並びに食鳥処理法の食鳥処理衛生責任者については、各法令に基づき、厚生労働省、都道府県等又は登録養成施設若しくは登録養成講習会を実施する者により、適切に講習会等を実施するとともに、定期的にその再教育の実施を推進する。

法第五十五条の許可を要する営業が行われる施設の食品衛生責任者についても、都道府県等が定期的に実施する講習会等を受講させ、食品衛生責任者に新たな知識の習得に努めさせる。また、同条の許可を要さない営業が行われる施設において営業を行う者についても、積極的に講習会等を受講させることを推進する。なお、ふく処理者については、都道府県等がふくの種類の鑑別に関する知識、有害部位を除去する技術等を確認するための試験を実施する。

四 輸入者への自主的な衛生管理の推進

輸入者に対しては、厚生労働省において、第四の一の重点的に監視指導を実施すべき項目も踏まえて、自己検査を実施すべき事項、輸出国における生産、製造、加工等の食品供給行程(フードチェーン)の各段階の措置について確認すべき事項等について、講習会、輸入届出時において指導する。あわせて、食品衛生に関する知識を有する者を自主的に食品衛生上の管理に責任を有する者として置くよう努めさせる。

第六 (略)

第七 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

(略)

一 食品衛生管理者等の食品等事業者自らが実施する衛生管理を担う者の養成及び資質の向上

法の食品衛生管理者、畜場法の衛生管理責任者及び作業衛生責任者並びに食鳥処理法の食鳥処理衛生責任者については、各法令に基づき、厚生労働省、都道府県等又は登録養成施設若しくは登録養成講習会を実施する者により、適切に講習会等を実施するとともに、定期的にその再教育の実施を推進する。

また、法第三条第一項において、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得が求められていることを踏まえ、食品等事業者自らが行う食品安全に係る知識及び技術を有する者の養成及び資質の向上を推進する。

○厚生労働省告示第五十一號

興行場営業の振興指針

興行場営業の営業者(以下「営業者」という。)が、興行場法(昭和23年法律第137号)等の衛生規制に的確に対応しつつ、現下の諸課題にも適切に対応し、経営の安定及び改善を図ることは、国民生活向上に資するものである。

このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。)第56条の2第1項に基づき、興行場営業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合(牛活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。)等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的な活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として全部改訂を行った。

今後、営業者、組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び利用者等のニーズを反映して、適時かつ適切に指針を改定するものとする。

なお、現時点においては、興行場の多くを映画館が占めているため、今回の指針では特に映画館を例に記述することとする。

第一 興行場営業を取り巻く状況

興行場営業の営業者の動向

興行場営業は、国民生活における身近な娯楽を提供するものとして、その地位を保ってきたところである。その施設数及び入場者数は、昭和30年代半ばのピーク時から平成7、8年頃にかけて、娯楽の多様化、テレビ、家庭用ビデオ、パソコン・ソーランピュータ、家庭用ゲーム機、家庭放送等の普及により、長期減少傾向にあったが、近年、邦画を中心とした話題作の増加、郊外地域を中心とした複数のスクリーンを有する映画館(以下「シネマコンプレックス」という。)の増加等により、スクリーン数は、平成20年末の3,359スクリーンから平成30年末には3,561スクリーンと増加傾向にある。スクリーン数の増加は、シネマコンプレックスの増加によるところが大きくなり、5スクリーン以上を有するシネマコンプレックスのスクリーン数は10年前と比較して191スクリーンの倍となり、全スクリーン数の88%を占めるまで至っている(一般社団法人日本映画製作者連盟の統計による)。他方、興行場(映画館)の許可を受けた施設数は、1,475施設(平成29年度末)であり、10年前と比較して286施設の減となっている(厚生労働省「衛生行政報告例」による)。

経営上の課題としては、(複数回答)、「人件費の上昇」が54.8%、(前回振興指針では記述なし)と最も多くあげており、次いで、「人手不足・求人難」が44.9%、「前回振興指針では記述なし」、「施設・設備の老朽化」が35.2%、(前回振興指針では33.1%)、「光熱費の上昇」が30.0%、(前回振興指針では27.2%)、「他の費用の上昇」が26.8%、(前回振興指針では記述なし)となっている(厚生労働省「生活衛生関係営業実態調査」による)。

また、法第三条第一項において、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得が求められていることを踏まえ、食品等事業者自らが行う食品安全に係る知識及び技術を有する者の養成及び資質の向上を推進する。